

正 誤

ページ段 行 誤 正  
 平成十年七月十五日建設省告示第千四百五十六号(国営木曾三川公園のパークセンターホール及びパークパトナー棟の利用料を定める件)  
 (原稿誤り)  
 九二二 三第十二条 第十一条

令和五年十一月一日(号外第百三十号)国土交通省告示第千七十二号(平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件)  
 (原稿誤り)  
 二二五 改正前欄 改正後欄  
 " " " 三 三  
 " " " 一六 四  
 " " " 七 七  
 〇 七

二二六 改正前欄 改正後欄  
 " " " 七 七  
 〇 七  
 二二五 三 昭和三十四年 昭和三十四年  
 同日(同号外)国土交通省告示第千七十三号(平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件)  
 (原稿誤り)  
 二二八 改正前欄 改正後欄  
 " " " 一七 一七  
 " " " 一六 一六  
 " " " 一七 一七  
 " " " 一六 一六

昭和三十四年 昭和三十四年  
 昭和三十四年 昭和三十四年  
 昭和三十四年 昭和三十四年  
 昭和三十四年 昭和三十四年